

粕屋町行財政改革大綱

—自立に向けての集中改革プラン—

平成18年10月

粕 屋 町

粕屋町行財政改革大綱

—自立に向けての集中改革プラン—

粕屋町では、国、地方を巡る厳しい財政状況と国の権限が地方へと進む中、自己変革を急務なものと考えて、自立性の高い健全な行政運営を行うため、「粕屋町行財政改革大綱」を作成しました。この大綱は自立に向けての集中改革プランとして位置付けし、官民協働による行財政改革の推進を目指しています。

目 次

第1章 行財政改革の取組み

1.行財政改革の必要性	1
2.改革の目標	1
3.改革の基本方針	2
4.改革の推進	2

第2章 具体化の指針

1.効率的な行財政運営	
(1) 施設の効率的な運営	3
(2) 外部化（アウトソース）の推進	3
(3) 事務事業の見直し	4
(4) 組織体制の見直しと職員定数・人員	4
(5) 財政運営について	5
2.公民の役割と協働の推進	
(1) 外郭団体について	7
(2) 町民の参画の推進	7
3.適切な進行管理	8

第3章 実施計画一覧表 9～15

第1章 行財政改革の取組み

1 行財政改革の必要性

本町は、行政の全分野において簡素合理化を図るため、昭和62年度に「第一次粕屋町行政改革大綱」を策定し、さらに、平成8年8月に「粕屋町行政の制度及び運営に関する意見」（答申）を受け、それぞれの時代背景の下で、より効果的な行政のあり方を求めて、種々の改革を推進し、一定の成果をおさめてまいりました。

そうした中で、国において進められている構造改革は、国庫補助負担金の廃止・縮減や地方交付税の縮減、国から地方への税源移譲の「三位一体の改革」にみられるように、「地方のものは地方へ」の考えから、国の権限等が地方へとシフトされ、行政需要が増加し、財政運営をますます厳しい環境に置こうとされています。

こうしたことから、限られた財源のもとで、既存の必要な事務事業を維持・向上させ、都市基盤を整備し、新たな行政需要に対応するためには、より抜本的な改革を進め、地方分権時代にふさわしい質素で効果的・効率的な行財政システムによる自治体経営を推進する必要があります。

そこで、行財政改革を最重要課題として位置付け、最小の経費で最大の効果を上げるとともに、健全財政を継続するために、平成17年12月に粕屋町行財政改革推進委員会を設置し、粕屋町行財政の制度及び運用に関する改革の課題並びに推進の方策について、活発に、かつ慎重に審議され平成18年3月9日に意見具申（答申）をいただきました。

意見書では、事務事業の点検・見直しや事業外部化（アウトソース）の検討、受益者負担の徹底と適正化、町民との連携や協働のあり方などについて、改革に取り組むよう提言されています。

意見書に基づいた新たな行財政改革大綱を策定し、予測される厳しい状況に的確に対応し、町政運営を維持・発展させるためには、より一層の行財政改革を推進する必要があります。

本大綱は、今後の本町の行財政改革の方向性、方針を示すもので、これに基づき具体的な改革に取り組むものです。

2 改革の目標

国の動向や社会経済状況が大きく変化する中、粕屋町第4次総合計画に掲げられた「みんなで創ろう ゆとり いきいき ふれあい かすや」の実現に向けて、事業の外部化など組織・事務事業の再編等を内容とする行財政改革を、自主的・主体的に推進し、“住みよい、豊かで、誇れる” まちづくりを目指すものです。

3 改革の基本指針

- (1) 行政機関、各種行政委員会、外郭団体等を含めた全庁的な取り組みをします。
- (2) 行財政全般にわたり、都市経営的視点から抜本的な見直しを行い、行財政サービスのより一層の効率化を目指した新たな行財政システムの構築を図ることを目指します。
- (3) まちづくりは行政の責任を前提としながらも、町民、民間企業、行政機関が相互に理解・協力し合いながら進めていくものであり、そこには適正な役割分担、機能分担、費用分担、いわゆる協働のシステムが構築されていなければなりません。
- (4) 行政運営にあたっての、その公正の確保と透明性の向上は最重要課題です。町民への行政情報の提供に努め、行財政運営に対する理解と協力を求めます。

4 改革の推進

- (1) 本行財政改革の具体的な実施計画については、推進委員会意見及び本大綱を踏まえ、行財政改革推進本部を中心として策定し、全庁的体制のもとに全課が全力を傾注し、効率的かつ計画的に推進します。
- (2) 実施計画の実施時期は、原則として平成18年度から平成21年度までとします。なお、進行管理については行財政改革推進本部調整委員会が行います。
- (3) 実施計画の進捗状況は行財政改革推進委員会に定期的に報告するとともに、町民に対して公表します。
- (4) 行財政改革の実施にあたっては、町議会・町民・関係団体等の理解と協力を得るように努めます。

第2章 具体化の指針

1 効率的な行財政運営

進行する少子高齢化社会と地方分権による国からの権限委譲は、町民ニーズの拡大・多様化と新たな財政需要や税収の減少をもたらし、本町の財政運営を長く、厳しい環境下に置くものと考えられます。こうした行政・経済環境に対応するためには、より効果的・効率的な行財政運営に努める必要があります。

(1) 施設の効率的な運営

町民ニーズが拡大・多様化する中、生涯学習活動や地域活動が活発化し、公の施設に対するニーズは高くなるものと予想されます。

町民が期待する公の施設のあり方を研究・分析し、指定管理者制度の活用も含めた効果的・効率的な管理運営方法について検討を進めます。

ア 直営施設

イ 外郭団体に委託している施設

(2) 外部化（アウトソース）の推進

持続可能な行財政運営を行うには、常に民間とのコスト比較が必要です。事業部門から管理部門までの、全ての事務事業について民間とのコスト比較のもと、積極的に外部化について検討します。

推進にあたっては、サービスの維持・向上を基本に行政責任、法規の遵守、委託者責任の所在の明確化、業務執行への監督・緊急時等への指揮監督、町民への平等性・公平性の確保などを考慮し、総合的に検討します。

① 外部化の範囲

事務事業の外部化は、事業部門、管理部門で法令等により規制されているものを除いた事務事業で、長期的な経費削減が可能で、時期的な繁忙業務や高度な知識・専門的技術を必要とする事務事業等について委託化や民営化、統廃合などを検討します。

ア 広報、研修事務

イ 給食業務

ウ 保育、幼稚園業務

エ 図書館、歴史資料館業務

など

② 外部化事業の進行管理

業務管理、委託契約に基づき、業務執行状況を適宜、的確に把握し、業務執行を管理します。

(3) 事務事業の見直し

すべての事務事業を行政評価システムの活用などにより、総点検し、ゼロベースで精査し、効果の薄れたもの、不必要と判断されるものは、統廃合や転換を行うなど絶えず見直しを行い、町民生活に必要で効果的な事業を、町民の理解と協力のもとに行います。

① 既存事業の見直し

- ア 事務事業の効果の分析、測定
- イ 総合計画に定める施策・事業に基づいた緊急度・優先度の精査
- ウ 課を横断する類似事業の統廃合

② 新規事業

新規事業については、目的、方法、財源、達成目標の設定、終期を明らかにし、真に必要なもののみとし、行政の役割の明確化のもと、目標の達成が確実に見込まれるものに限定します。

- ア 目的、内容の精査・明確化
- イ 行政の担当すべき事業かどうかの検証
- ウ 事業効果の確実性
- エ 執行体制が確保されていること。また、事業経費のみならず執行人件費も考慮します。

③ 事務の簡素化、迅速化の推進

拡大・多様化する町民ニーズに即応するために、効率的で簡素な事務執行方法、体制を確立する必要があります。

- ア 公印、押印の簡略化、又は省略
- イ 事務分掌、事務委任、決済システム等の見直し
- ウ 文書処理、整理方法の簡素化等の見直し
- エ 業務ごとの事務執行マニュアルの策定
- オ 公共施設利用手続、各種申請、報告等の簡素化

(4) 組織体制の見直しと職員定数・人事

① 職員の役割の明確化による職員定数の抑制・削減

新たな時代に即した組織変革を図るため、職員が担うべき業務分野を明らかにし、非常勤職員、臨時職員などの活用や事務事業の外部化の推進等総合的な判断のもと、国の地方公務員制度改革の動向を見ながら派遣職員や任期付職員等の活用を検討し、職員定数の抑制・削減に努めます。

- ア 職員の業務の明確化と再任用・非常勤・臨時・嘱託職員の活用等の

推進に努めます。

イ 専門的知識や高度な技術を要する業務への任期付職員の活用

以上の内容を含む、計画的な定員適正化を検討し、採用基準の明確化を進めます。検討にあたっては、事務職、技術職、技能職等の退職者数を勘案し、職員が担うべき事務事業の整理を行います。

また、国においては65歳までの雇用義務化が検討されています。対応する職員、給与体系の検討を進めます。

② 柔軟で機動的な組織・機構

従来、町の組織・機構は、町の独自性と国の補助金や組織に対応する形との併存で構成されてきました。

国の三位一体改革による地方交付税、補助金の削減などが進められるこの機会に、町民ニーズへの的確な対応が可能となる柔軟な組織体制の構築を検討し、機動的な組織の構成を目指します。

また、町民の立場にたった組織体制の見直しや部制導入による事業の統廃合や分掌の整理等について検討し、機能的な組織化を進めます。同時に時期的に集中する事務や、事務量の不均衡などの解消も図ります。

ア より柔軟な対応が可能な部制導入の検討

イ 課単位による事務分掌

③ 総人件費の抑制

適正な給与水準や多様な雇用形態の活用により、総人件費の抑制を図ります。

④ 職員の能力開発

人材育成基本計画を策定し、職員の職務意欲の向上や業務への創意工夫を推奨し、職員の行政能力を高めることにより、前例踏襲主義的な業務執行を排し、町政の活性化を図ります。

ア 研修内容の質・量ともに充実を図ります。

イ やる気を喚起する人事管理制度の検討をします。

エ 職員の専門性や技能を高め、講演会等の講師は職員で行います。

(5) 財政運営について

国の三位一体改革や本町の財政基盤の改善を図るため、土地利用計画の見直しや新たな課税客体の研究などを行うとともに、なお一層の財源の有効活用に努めます。

① 健全な財政運営

行政評価システムの活用により、事務事業を精査し、厳正な予算編成及び予算の効率的な執行に努め、職員一人ひとりがコスト意識を持って、経常経費の節約、投資的経費の効率化を図るなど歳出の抑制に努めます。

また、財政運営の目安として、バランスシート等の財務諸表の試験的導入を検討します。

② 公共工事コスト縮減等の推進

公共工事においては、計画・設計から管理までのコスト縮減を図るため、設計VE等を視野に入れながら、事業のスピードアップ、計画・設計等の見直し、将来の維持管理費の縮減等の研究を進めます。

③ 町税等の増収と収納率の向上

町税等の収納率の更なる向上への努力と税率の検討や新たな税の創設の研究を進めるとともに、税収を高める方策を総合的な施策をもって積極的に進めます。

④ 利用計画のない町有地等の処分

長期保有状態にある町有地等は、売却処分などを含め積極的な民間活用への転換を検討します。

⑤ 任意補助金の見直し

既存補助金については、従前から、その必要度・効果・経費負担のあり方等により、精査し適正な執行に努めてきました。

補助金は、交付先の自助努力や競争性の制限、他の類似事業等の活動を抑制する側面を持っていることを考慮する必要があります。財政状況を考慮しながら、次の項目によって精査し、適切な執行に努めます。

- ア 必要度等の分析、効果性の精査
- イ 対象の精査
- ウ 額（率）の見直し
- エ 終期の設定

⑥ 受益者負担の徹底と適正化

使用料・手数料は、町民生活に密接に関係することから、維持管理、運営経費に比べて低く設定されています。しかし、受益者と非受益者との間に不公平感が存在するとも言われており、受益者と非受益者との均衡や町

民生活での必要度を考慮し、適正な使用料・手数料の見直しの検討を行います。

また、新たに事業目的、性質、効果、公平性の観点等を再精査し、事業費負担を検討します。

2 公民の役割と協働の推進

地方分権の推進により、国と地方の役割分担が進められています。町においては、町が行うべき役割を明確にしつつ、町民・事業者との協働を図り、より効果・効率的な町民サービスが提供できるように努めます。

(1) 外郭団体について

外郭団体は、自主独立した運営により、単に受託事業のみではなく、自主的な事業展開を図り、コスト意識のもとに弾力的な経営を行うべきですが、収支の不均衡や運営にあたっては、管理部門に対する町からの補助金により運営されている現状にあります。

管理部門も含め、収益の向上を目指した内部努力とともに、採算の取れない外郭団体については、委託経費の比較、収益性の余地等について検証し、その結果をもとに、経営手法を検討します。また、民間とのコスト比較を行う中で、採算性の向上が見込めない団体については、廃止を検討します。

内部努力の指針は次のとおり。

町の関与として

- ア 職員派遣の見直し
- イ 運営補助金の削減

団体での努力

- ア 企業意識による運営とコスト意識
- イ 多様な勤務形態・職種による柔軟な事業執行体制の確立
- ウ 非常勤職員、アルバイト職員の一層の活用
- エ 事業内容・規模に応じた民間的発想による適正な定数管理

(2) 町民の参画の推進

今後の町民サービスの提供にあたっては、町民の理解なくして進めることはできません。町民への積極的な情報の提供を図り、連携と協働により進めていく必要があります。協働にあたっては、町民と行政の役割を明確にし、ボランティアやNPO、行政区、老人クラブなど多様な団体との協働を進め、住民感覚を反映した、町民が真に求める事業展開を図る必要があります。

また、ボランティアやNPOは、福祉や環境などの公共的活動が大きな比重を占めており、行政としても積極的な支援を行っていきます。

支援にあたっては、その自主性を尊重し、側面からの支援方策を探ります。

- ① 町の情報を積極的に提供し、町民参加や町民の理解・協力・協働により町政を推進します。
- ② 政策形成過程におけるパブリックコメントについて、制度化の検討を行います。
- ③ 町民の積極的な町政運営への参加を図るため、審議会等への公募町民の参加、意見交換会の場の拡大を進めます。

また、町民への情報提供については、わかりやすい表現・表記で行うように努め、条例、規則、要綱等についても、わかりやすい表記に努めます。

3 適切な進行管理

行財政改革は、町民の理解と協力なくして成し得るものではありません。本大綱に基づく実施計画の策定にあたっては、可能な限り目標を数値化するとともに、行財政改革の具体的方策（アクションプログラム）を策定し、各事業の前倒し実施など、迅速かつ着実な進行と進捗状況を的確に把握し、町民への積極的な公表に努めます。

第3章 実施計画一覧表

1 効率的な行財政運営

(1) 施設の効率的な運営

【主旨と目標スケジュール】

町民が期待する公の施設のあり方を研究・分析し、施設形態・事業内容等を再精査のうえ、効果・効率的な管理運営方法等を検討・実施します。							
目標項目	主旨	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	担当部署
総合体育館 (かすやドーム)	住民サービスの向上及び経費節減を図るため、一部外部委託		調査検討	直営 一部外部委託	他市町調査	他市町調査	社会教育課
生涯学習センター (サンレイクかすや)	一部民間委託	実施					
学校給食センター運営	調理業務のあり方検討 調理業務の今後のあり方について調査検討し、方向性を出す。	調査・検討	調査・検討 (方向性を出す)	実施準備	実施		給食センター

(2) 事業の外部化(アウトソーシング)の推進

【主旨と目標スケジュール】

行政と市民、NPO、民間事業者等との役割分担を明確にしながら、事業部門から管理部門まで、全ての事務事業について、民間との比較のもと、再任用職員や臨時的職員等の活用も比較検討し、民間に委ねた方がより効果・効率的にサービスの提供が可能なものについては、積極的に外部化を検討し、順次実施します。							
目標項目	主旨	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	担当部署
保育所運営	わかば保育所民設化	県協議	実施				健康福祉課

目標項目	主 旨	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	担当部署
保育所運営	公立保育所民営化(2園)	準 備	方針案作成 保護者説明 選定委員会設置	保護者説明 関係者協議 県協議申請 移管先協議	実 施		健康福祉課
				保護者説明 関係者協議	関係者協議 県協議申請 移管先協議	実 施	
バラ園管理	外部委託 (NPO法人等への委託による住民との 協働化を図る)		他施設調査	民間・NPO等との 協議	実 施		環境課

(3)事務事業の見直し

【主旨と目標スケジュール】

全ての事務事業の総点検・見直しを行い、必要に応じた事務事業の統廃合や転換、新規事業の提案・策定手順の構築など、効果的な事務執行に務め、行政評価システムの早期導入を目指します。							
目標項目	主 旨	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	担当部署
行政評価の導入	事業別に評価し、継続・見直し・廃止 を決定し、効率的な事務執行を行う	検 討	調査・準備	実 施			企画課
都市計画道路の廃止・路線 変更等の見直し	必要な路線の検証を行う	検証・見直し	検証・見直し	他市町及び 地元との調整	他市町及び 地元との調整	変更実施	都市整備課

目標項目	主旨	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	担当部署
積算システムの業者統一	事業関係課によって異なる委託業者の統一化により経費節減		検討	実施			都市整備課 上下水道課

(4)組織体制の見直しと職員定数・人事

【主旨と目標スケジュール】

<p>新たな時代に即した組織変革を図るため、職員の担うべき分野を明らかにするとともに、非常勤職員等の活用を積極的に進め、職員数の抑制・削除を行い総人件費の抑制を図ります。また、町民ニーズに的確に対応した政策推進が可能で、かつ簡素な組織体制の整備を進めます。</p>							
目標項目	主旨	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	担当部署
職員定数の抑制・削減	退職者の補充抑制 一般職員 幼稚園・保育所 現業職員 採用 計	3人 2人 5人	4人 1人 1人 6人	5人 1人 4人 2人	2人 5人 4人 3人	5人 1人 4人 2人	総務課
	退職勧奨年齢の引き下げ		実施				
総人件費の抑制	多様な雇用形態の検討		随時	随時	随時	随時	全課
専門分野有資格者の雇用拡大	経験を活用できるシステム・契約による雇用	検討	実施				
図書館 (粕屋フォーラム)	職員配置の見直し		調査検討	直営	直営 (館長囑託)	他市町調査	社会教育課

目 標 項 目	主 旨	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	担当部署
組織の見直し	効果・効率的な組織再編 上・下水道課の統合	検 討	実 施				上下水道課
	組織の再編(課の統合)	実 施	随 時	随 時	随 時	随 時	全課
	部制導入...指示伝達の効率化	検 討	検 討	検 討	実 施		総務課
	駕与丁公園管理の一本化	検 討	実 施				環境課
	介護・健康福祉・住民各課の 業務の適正な分担を検討	児童育成計画の目標 健診制度20年度改正と 並行し、見直し		実施検討	実 施		健康福祉課 住民課 介護支援課
職員の能力開発と評価	専門研修への積極的参加		随 時	随 時	随 時	随 時	総務課
	人事評価		準 備	試 行	実 施		

(5) 財政運営

【主旨と目標スケジュール】

行政評価システムの活用等による、施策・事業の見直しにより、工事コストの縮・削減や補助金の見直し、委託事業の再精査と委託料の削減を進め、予算の効率的な執行に努めます。

町税収入等の確保をより一層進めるとともに、新たな課税客体の研究や適正な受益者負担の確保に努めます。

目標項目	主旨	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	担当部署
健全な財政運営	長期視野ガイドライン 経常収支比率	82%				80%	財政課
	起債残高(一般会計)	149億円	-----			120億円	
	起債残高(下水道会計)	121億円	-----			118億円	
	起債残高(水道会計)	25億円	-----			21億円	
	諸手当の見直し	検討	検討	実施			総務課
	国保会計の赤字解消計画		検討 (具体的方策)	実施			住民課
	一部事務組合予算査定		実施				関係課
町税等の増収と 収納率の向上	自主財源確保の施策		検討	検討	検討	検討	税務課
	嘱託職員による徴収		検討	検討	実施		
	広域対応の徴収組織の編成		検討	検討	検討	検討	
町有地等の有効な利用・処分	不用遊休地の処分等	検討	準備	随時			財政課
任意補助金の見直し	農区への補助金見直し	検討	農区説明	随時見直し	随時見直し	随時見直し	地域振興課
	福祉の一律補助金の見直し	検討	随時見直し	随時見直し	随時見直し	随時見直し	健康福祉課

目 標 項 目	主 旨	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	担当部署
任意補助金の見直し	敬老祝金現金給付の見直し (高齢者地域自主活動支援に転換)	検 討	実 施				介護支援課
	小中学校に対する補助金の見直し	検 討	随時見直し	随時見直し	随時見直し	随時見直し	学校教育課
	補助金交付基準の検討		実 施	随時見直し	随時見直し	随時見直し	全課
旅費支給の見直し	都市圏内の日当廃止	検 討	検 討	実 施			総務課
受益者負担の徹底	総合健診等の負担金:経費の一部負担を実施	検 討	実 施 (基本健診を除く)	制度改正に合わせて 順次検討			健康福祉課
	学校体育館、駕与丁公園グラウンド等の使用料徴収	調査・検討	調査・検討	実 施			社会教育課
	学童保育の有料化の検討	調査・研究	調査・研究	実 施			学校教育課
	職員駐車場の有料化	検 討	検 討	実 施			総務課

2 公民の役割と協働の推進

(2) 町民の参画の推進

【主旨と目標スケジュール】

町民への積極的な情報の提供を図り、連携と協働により進めていく必要があり、ボランティアやNPO、行政区など多様な団体との協働を進め、住民感覚を反映した事業展開を図っていきます。

目標項目	主旨	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	担当部署
まちづくり会議	町民主体のまちづくり		検討	随時	随時	随時	企画課
こども会議	幅広い町民の参加		検討	随時	随時	随時	
ボランティアセンター設立	NPO誘導(市民活動支援)及び団塊世代の参画推進	準備	開設 (10月開設)				健康福祉課
民間やNPOとの協働推進	指定管理制度の活用 (福祉センター)	設置条例改正	公募選定	実施			
ハブリックコメントの制度化	ホームページの充実	随時	随時	随時	随時	随時	企画課
	広範囲な意見の収集	随時	随時	随時	随時	随時	
予算説明書	分かり易い説明書にし、行政を身近なものにする	検討	実施				財政課